８保医医安第９３５号
令和８年１０月３０日

関係医療機関　管理者　殿

東京都保健医療局医療改革推進担当部長
深井　園子
（公印省略）

医療機関におけるサイバー攻撃被害・個人情報漏えい等発生時の対応について（通知）

平素より、東京都の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、ウェブシステムへの不正アクセスやシステムの運用・保守等を行う委託先を経由したサイバー攻撃などが確認されていることを踏まえ、厚生労働省から注意喚起の事務連絡が発出されているところです。

この度、サイバー攻撃被害・情報漏えい等発生時に、医療機関に求められる対応について、改めて取りまとめましたので、御連絡いたします。

高性能ＡＩの悪用リスクを踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化を進めていただくとともに、個人情報漏えい等の際には適切な対応をお願いいたします。

記

１　厚生労働省への報告

（医療情報システムの安全管理に関するガイドライン）

サイバー攻撃又はその疑い、医療情報システムの障害、個人情報の漏えい、医療提供体制への支障又はそのおそれを把握した場合は、速やかに厚生労働省へ連絡してください。

【医療機関等がサイバー攻撃を受けた場合等の厚生労働省連絡先】

医政局医療情報担当参事官室
TEL: 03-6812-7837
MAIL: igishitsu@mhlw.go.jp

２　警察への通報・相談

ランサムウェア、不正アクセス、情報窃取その他の犯罪の疑いがある場合は、早期に最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口へ通報・相談してください。

３　個人情報保護委員会等への速報・確報

（個人情報の保護に関する法第 26 条、個人情報の保護に関する法律施行規則第 8 条）

（１）報告対象事態を知った後、速やかに速報してください。目安はおおむね 3〜5 日以内であり、未判明の項目は「調査中」として報告してください。

（２）確報は原則として知った日から 30 日以内、不正の目的で行われたおそれがある事態は 60 日以内に行ってください。

【報告対象事態】

・要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等又はそのおそれ

・不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等又はそのおそれ

・不正な目的で行われたおそれのある行為による個人データの漏えい等又はそのおそれ

・本人の数が 1,000 人を超える個人データの漏えい等又はそのおそれ

※　委託元の医療機関と委託先の双方が報告義務を負う場合は、両者の連名で個人情報保護委員会等へ報告することができる。

※　委託先が医療機関への法定通知により報告義務を免除された場合でも、医療機関が委託先の協力を得て連名で報告することができる。

4　患者等本人への通知及び公表

（個人情報保護法第 26 条第 2 項）

報告対象事態に該当する場合は、状況に応じて速やかに患者等本人へ通知してください。本人への通知が困難であり、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を講ずる場合は、事案の公表等を行ってください。

5　東京都への連絡・報告

個人情報保護委員会に報告した事例、サイバー攻撃被害等により個人情報の漏えいに関して厚生労働省への報告や院外公表を行う事例が発生した場合は、個人情報保護委員会等への提出資料等について、東京都へ e 検査システムにより報告してください。

【e 検査システム操作・システムエラーに関するお問い合わせ先】

e 検査システムヘルプデスク　TEL: 03-6636-0222

6　関係法令等

（１）「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」第 7.0 版

（２）個人情報の保護に関する法律及び同法施行規則

（３）高性能ＡＩの悪用リスクを踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について

（令和 8 年 5 月 27 日付　厚生労働省医政局医療情報担当参事官室）

（４）不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について

（令和 8 年 10 月 9 日付　内閣官房国家サイバー統括室）

7　その他（参照サイト）

医療分野のサイバーセキュリティ対策について｜厚生労働省

漏えい等の対応とお役立ち資料　｜個人情報保護委員会

8　問合せ先

東京都保健医療局医療政策部
医療安全課指導担当　新妻、荻野
（電話）03-5320-4432